

## 釜石市復興推進計画（案）

平成 25 年 7 月 ● 日  
岩手県釜石市

### 1 計画の区域

釜石市全域

### 2 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市の沿岸地域においても、大津波の来襲によって壊滅的な被害を受け、死者・行方不明者を合わせた人的被害が 1,040 人、全壊した家屋約 2,900 棟を含む被災住家数は約 4,700 棟とその被害は大きく、さらに産業・公共土木施設での被害額が約 307 億円に上るなど、市民生活と地域経済に甚大な被害が生じた。

また、震災に伴う電気・ガス・水道等の社会インフラへの影響も大きく、中でもガスは市内の契約件数の約 10,180 件への都市ガスの供給が停止するなど、市民生活及び企業活動に大きな影響を与えた。

このような中で、震災での経験と教訓を踏まえ、震災時のガス供給体制の強化を図る企業の拠点整備に係る投資を支援するとともに、震災前から取り組んできた太陽光や風力などの再生可能エネルギーに加え、LNG の導入による多様なエネルギーを活用した、地球温暖化対策の推進その他地域における環境の保全に向けた取り組みの推進等に資する企業の体制強化に向けた支援を進める。

### 3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の電気・ガス・熱供給業・水道業の全従業者数の約 34 % を占め、中核的産業であるガス業について、対象事業者の LNG 受入施設及び供給施設を整備するための投資等を支援し、ガス供給体制の強化と、地球温暖化対策の推進その他地域における環境の保全に向けた取り組みを促進する。

### 4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本市に立地する釜石瓦斯株式会社（以下「対象事業者」という。）が、釜石市鈴子地区において、LNG 受入施設及び供給施設を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

#### ②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、「釜石市地域防災計画（震災対策編）」において、震災による電力、ガス、上下水

道、電気通信等のライフライン施設の被害を防止し、又は軽減するため、施設等の耐震性の向上を図ることとされており、「釜石市復興まちづくり基本計画」では、創造的エネルギー対策の推進の一環として、環境に配慮した先進的な取組を進めることとしている。

今般、対象事業者が新設する LNG 受入施設及び供給施設は、施設の耐震性が高められることから、大地震発生時におけるガス供給体制が確保され、焼却時の二酸化炭素の排出量が少なくなることから、CO<sub>2</sub> 排出量が約 1,056 t 削減（約 1 割減）されることとなる。

また、本市におけるガス業は、電気・ガス・熱供給業・水道業における全従業者数の約 34 % を占める産業であり、かつ、市内の企業及び一般家庭への都市ガスの供給を担う唯一の中核的な企業が実施するものであり、施設の設備投資規模も同業種の設備投資平均と比較しても大規模な事業となっている。

したがって、本事業は、計画の目標にある、「震災時のガス供給体制の強化を図る企業の拠点整備に係る投資を支援し、震災前まで取り組んできた太陽光や風力などの再生可能エネルギーに加え、LNG の導入による多様なエネルギーを活用した、地球温暖化対策の推進その他地域における環境の保全」を達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

#### ③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 4 号

#### ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社東北銀行、株式会社北日本銀行、株式会社岩手銀行、株式会社日本政策投資銀行

#### ⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

### 5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、本市において昭和 32 年からガス事業を展開しており、現在、本市内で唯一都市ガスを供給する事業者として、本市の全世帯の約 58 % に相当する約 10,180 世帯に都市ガスを供給しているほか、鉄鋼関連産業を始めとした多くの企業に対して、工業用等の都市ガスを供給しており、年間売上高約 14 億円に達する本市のエネルギーインフラの中核を担う企業である。

このため、当該計画の実施により、対象事業者の施設の安全性と生産能力が向上し、環境性に優れたエネルギーの安定供給拠点が整備されることによって、CO<sub>2</sub> やエネルギーコストの削減を進める製造業の誘致が促進されるとともに、都市ガスの精製過程で発生する冷熱を利用する関連産業の立地につながり、雇用の創出面での効果も見込まれる。

さらに、CO<sub>2</sub> 排出量の約 1 割が削減されるとともに、市内企業等のエネルギー転換なども想定され、重油等の化石燃料から天然ガス化が図られることによる一層の CO<sub>2</sub> 排出量の削減も期待できる。

これらの効果は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生、地域における環境保全の確保に大きく寄与するものである。

## 6 その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、釜石市、株式会社東北銀行、株式会社北日本銀行、株式会社岩手銀行、株式会社日本政策投資銀行、釜石瓦斯株式会社を構成員とする釜石市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。